

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年4月10日(月)午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員(4人)

局 長	古 谷 隆 夫
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年4月の定例総会を開催いたします。

会議が始まる前に皆様にお願ひがあります。携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

種まきなど田植の準備でお忙しいところ、4月の定例総会に出席して頂きまして、有難うございます。総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本総会は、平成29年度最初の定例総会になりますが、10月からの権限移譲に向けた取り組みとして、調査部会をスタートさせ、現地確認や書類審査を行っていただきました。本総会では、議案ごとにその報告をして頂くことになっていきますので、よろしくお願ひします。調査部会も回数を重ねながら、より有効なものになるようにしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

また、今般の人事異動によりまして、前任の中村局長の後任に、古谷局長が着任いたしました。また、事務局体制も従来の4名から5名になり増員され、体制が強化されました。これにより、事務局も権限移譲に向けた体制が整ったものと考えています。

農業委員と事務局が一体となって権限移譲がスムーズに受けられるようにしていきたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議案は、7件となっております。また、報告事項は1件となっております。皆様の精力的なご審議をお願ひしまして、簡単ですが、挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

1. 事務局（古谷事務局長）

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

7番羽田委員、8番宮田委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は自己住宅建築のための贈与、申請地は■字■■■■番■，地目は登記現況とも畑，地積は498㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は太陽光発電設備設置のための売買、申請地は■■■■字■■■■番■，地目は登記現況とも畑，地積は644㎡でございます。

また、受付番号2番の事業計画につきましては、別紙「参考資料」をご覧ください。

隣接宅地979.18㎡と一体利用で全体面積が1,623.18㎡となっております。発電量は47.2kwで295wパネル204枚を設置する計画となっております。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告願います。

谷和原地区を担当して頂いた調査部会2班の5番豊島委員から報告をお願いします。

1. 豊島委員

4月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番、位置図は2ページになります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断しました。

申請者は、現在、アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、祖父から畑498㎡を受贈し、自己住宅を建築するものです。資金計画については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との調整も終了しております。現地は道路より50cmから60cm程度盛土がされていました。

続いて受付番号2番、位置図は3ページになります。申請地の農地区分は、土地改良事業等が行われていない、小集団の生産性の低い農地であることから2種農地と判断しました。

申請者は、所有している隣接宅地979.18㎡と申請地644㎡の計1,623.18㎡を一体的に利用し、発電出力47.2kwの太陽光発電施設を設置する計画です。

また、周囲はフェンスで囲み、施設内は防草シートを設置する予定となっております。資金計画については、申請者が代表を務める会社からの借り入れで賄い、経済産業省及び東京電力との調整も終了しております。

以上のことから、1番及び2番については、第1種・第2種農地の例外基準に該当するので、許可しても差し支えないと思われます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について審議に入ります。

議案第1号受付番号1番について質問、意見のある方は挙手願います。

（挙手なし）

無いようですので、受付番号2番について質問、意見のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質疑が無いようですので採決いたします。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成により議案第1号は、原案どおり許可相当として意見進達することに決定いた

しました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第4条の規定による転用許可申請は1件となっております。

4ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は農家住宅の敷地拡張でございます。申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，地積199㎡，■■■■番■■■■の一部，地目は登記畑，現況宅地，地積190㎡の計389㎡でございます。

以上でございます。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告願います。

伊奈地区を担当して頂いた調査部会1班の2番菊地委員から報告をお願いします。

1. 菊地委員

4月5日に行った書類審査，現地調査結果について報告いたします。

受付番号1番，地図は5ページになります。申請地の農地区分は，おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地と判断しました。

申請者は，現在住んでいる農家住宅敷地が隣接農地に出てしまっているもので，現況に合うよう敷地拡張するものです。拡張する面積は，既存敷地面積の1/2以下となっております。

以上のことから，1番については，第1種農地の例外基準に該当するので，許可しても差し支えないと思われれます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第2号について審議に入ります。

議案第2号について質問，意見のある方は挙手願います。

（挙手あり）

飯泉委員

1. 飯泉委員

この案件については、在来からの宅地の追認案件と思われませんが、何年ほど経過しているものでしょうか。

1. 事務局（中山主査）

平成12年に新築されていますので、16年ほど経過しております。

1. 議長（齊藤会長）

飯泉委員よろしいでしょうか。

（飯泉委員が頷く）

1. 議長（齊藤会長）

その他質問等がありますか。

質問がないようなので採決いたします。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」原案の通り許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により議案第2号は、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は2件となっております。

6ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記山林、現況畑、面積135㎡の自作地、契約内容は売買で10a当たり100万円となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記現況とも田、面積4,000㎡の自作地、契約内容は売買で10a当り37万5千円となっております。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の結果を報告願います。

まず受付番号1番について、谷和原地区を担当して頂いた調査部会2班の8番宮田委員から報告をお願いします。

1. 宮田委員

4月5日午後1時30分から2時30分まで庁舎内で書類審査を行い、その後、3番豊島委員、10番矢口委員、事務局職員とともに、午後2時30分から4時まで現地確認を行いました。

受付番号1番、地図は7ページになります。申請地は常総変電所の西側になります。申請地の北側、西側の土地は荒地となっていました。東側はきれいな芝畑となっていました。申請地も2年位前までは芝を栽培していたようです。現在は少し草が生えていました。

この様な状況です。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、伊奈地区を担当して頂いた調査部会1班の5番中山職務代理者から報告をお願いします。

1. 中山職務代理者

4月5日に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。

受付番号2番、地図は8ページになります。申請地はきれいに耕起されており、今でも田として利用していることが確認できました。譲受人は1枚挟んだ隣の水田を耕作しており問題がないと思われました。農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思えます。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。事務局より農地法第3条の調査書について、説明をお願いします。

1. 事務局(中山主査)

受付番号2番については、中山職務代理者からの報告にもありましてとおり、農地法第3条第2項の各号については該当しないことを事務局でも確認をしております。

受付番号1番について補足させていただきますと、譲受人は申請地で白菜の栽培を行う計画となっております。1番につきましても農機具の所有等は確認できております。農地法第3条第2項の各号については調査書のとおり該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

1. 議長(齊藤会長)

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第3号について審議いたします。

1. 議長(齊藤会長)

議案第3号受付番号1番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

無いようですので、受付番号2番について、意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

無いようですので、受付番号1番及び2番を一括して採決いたします。

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により議案第3号を原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局(中山主査)

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。

今月の非農地証明願は1件となっております。9ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■字■■■■■■■■番■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は181㎡となっております。

こちらは，平成5年10月から宅地の一部として利用され，非農地になってから20年以上経過していることから，茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えます。

1. 議 長(齊藤局長)

続いて現地調査及び書類審査の報告をお願いいたします。

谷和原地区を担当して頂いた調査部会2班の10番矢口委員に報告をお願いします。

1. 矢口委員

4月5日に宮田委員，豊島委員，事務局と書類審査，現地調査を行いました。

受付番号1番，現地は10ページにあるように東檜戸台線を福岡方面に向かって南集落に道路から200mから300m程入った右側の土地です。以前は工場で使っていたところで，今も作業所として利用している土地と隣接し，建物も一部かかり砂利敷きで，鶏なども飼っていました。作業所と一体的に使っていると思われます。特に問題はないものと現地確認をしてきました。以上です。

1. 議 長(齊藤会長)

報告が終了しました。それでは議案第4号について質疑に入ります。

議案第4号受付番号1番について意見質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長(齊藤会長)

それでは，質問がないようなので議案第4号について採決に入ります。非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長(齊藤会長)

議案第4号については，全員賛成により，非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。11ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が4筆6,530㎡、畑が6筆5,245㎡、合計10筆11,775㎡となります。更新は田が45筆112,539㎡、畑が5筆12,751㎡、合計50筆125,290㎡となります。総計は田が49筆119,069㎡、畑が11筆17,996㎡、総計で60筆137,065㎡となります。貸手が22人、借手が12人となります。詳細は12ページから15ページとなります。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号につきましては、一括して審議いたします。こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。16ページをご覧ください。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が84筆171,580㎡、畑が10筆16,082㎡、合計で94筆187,662㎡となります。貸手が22人、借手が1団体となります。平成29年5月1日からの設定となります。更新はありません。詳細は17ページから22ページとなります。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第6号について一括して審議を行います。こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。23ページをご覧ください。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が84筆171,580㎡、畑が10筆16,082㎡、合計で94筆18

7, 662㎡となります。地権者が22人, 配分を受ける者が7人となります。こちらについては, 市から意見を求められているものです。詳細は24ページから29ページとなります。

1. 議長(齊藤会長)

説明が終わりましたので, これより審議いたします。

受付番号65番から94番については, 中山職務代理者が議事参与の制限に該当します。従いまして, 二つに分けて審議を行います。

最初に, 受付番号1番から64番について審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第7号受付番号1番から64番について, 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(齊藤会長)

全員賛成により, 受付番号1番から64番について原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議長(齊藤会長)

続いて, 受付番号65番から94番について審議いたします。

中山職務代理者, 退室願います。

(中山職務代理者退室)

1. 議長(齊藤会長)

受付番号65番から94番について, ご意見ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長(齊藤会長)

質問が無いようなので採決いたします。

受付番号65番から94番について, 承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第7号65番から94番については原案の通り承認することに決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

ここで中山職務代理者の入室を許します。

(中山職務代理者入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

議案は以上です。これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (古谷事務局長)

報告事項①「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は15件となります。詳細は30ページから33ページをご参照ください。解約の主な理由については、5件が中間管理機構への移行のための解約となります。土地所有者本人が自作するための返還が4件、労力不足により解約となるものが2件となっております。以上です。

1. 議 長 (齊藤会長)

以上をもちまして議案審議はすべて終了しました。

4月定例総会を閉会いたします。